



2022年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笠原 弘和
(コード：3647 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部長 清見 義明
(電話：03-5781-2522)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年11月25日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。

- ①変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は下記の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1. 第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>2. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則のうち2項及び3項は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年11月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年11月25日（予定）

以上